

入札公告兼入札説明書

社会福祉法人 中心会が発注する「中心荘第一・第二老人ホーム 給水給湯改修工事」及び「中心荘第一老人ホーム 耐震補強工事」の工事業者選定について、次のとおり条件付一般競争入札を執行する。

令和 7 年 10 月 14 日

社会福祉法人 中心会 理事長 浦野 正男

1 入札に付する事項

(1) 工事名

中心荘第一・第二老人ホーム 給水給湯改修工事

中心荘第一老人ホーム 耐震補強工事

(2) 工事場所

神奈川県海老名市上今泉 4-7-1

(3) 工事概要

給水管・給湯管の更新、受水槽の更新、電気設備切替、耐震スリットの設置

(4) 完成期限

契約の日から令和 8 年 4 月末日

※ただし、中心荘第一老人ホームにかかる工事は令和 8 年 3 月末日までに完成のこと

(5) 入札日時及び場所

日時 令和 7 年 11 月 11 日（火） 午前 10 : 00

場所 神奈川県海老名市上今泉 4-8-28

社会福祉法人 中心会 えびな北高齢者施設 会議室

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加し、落札者となるためには、入札参加資格確認申請期限日（申請期間の末日）から落札決定までの全期間に渡って、次に掲げる要件をすべて満たしていることを要する。（「サ」は落札候補者審査時に満たしていること。）

- ア) 神奈川県の競争入札参加資格（当該工事に係る業種）を有することについて神奈川県知事の認定を受けている者であること。
- イ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- ロ) 発注工種につき有効な経営事項審査結果通知を受けている者であること。
- エ) 請け総額が建設業法で定める額以上（5,000 万円以上）の場合は、当該工事の種類にかかる特定建設業の許可を有する者であること。
- カ) 神奈川県又は海老名市が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- キ) 2 年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続の開始決定を受けた後、「ア」の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除きます。
- ク) 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続の開始決定を受けた後、「ア」の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除きます。
- ケ) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- コ) 神奈川県税、海老名市税、消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- サ) 発注工種に係る建設業法第 26 条の技術者を配置できる者であること。
- シ) 工事費内訳書（入札金額を積算したもの）を提出できる者であること。
- ス) 「営業所実態調査における指導事項の改善について（通知）」を神奈川県から受けた者は、改善確認通知を受けていること。
- セ) 社会保険等（健康保険、年金保険及び雇用保険）に加入している者であること。社会保険等未加入建設業者を一次下請契約の相手先としてはならない。
- テ) 社会福祉法人中心会の役員又はその親族（以下「法人役員等」という。）が役員に就任している法人、法人役員等が議決権の過半数を有している法人その他の法人役員等が特別の利害関係を有する者でないこと。

- リ) 本工事に係る設計業務等の受託者（株式会社安江設計研究所）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関係がある者でないこと。
- ル) 神奈川県競争入札参加資格者名簿において、認定業種が「管工事」で、「A」または「B」ランクに区分されている者であること。
- ロ) かながわ電子入札共同システムの神奈川県の令和7年度・8年度競争入札参加資格認定時の「管工事」の経営事項審査総合評定値が690点以上の者であること。
- リ) 神奈川県内に本店又は支店を有する者であること。
- レ) 過去に同規模の建物の設備工事を受注し、完全に履行した経歴を有する者であること。

3 入札参加の手続

当該工事の入札に参加しようとする者は、事前に入札参加資格の確認申請手続きを行わなければならない。

(1) 提出書類

- ア 条件付一般競争入札参加申請書
- イ 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（兼配置予定技術者調書）
- ウ 施工実績調書
- エ 施工実績を確認できる契約書等の写し又は施工証明書
- オ 誓約書
- ※ 書類提出に係る内容確認のため、窓口担当者の連絡先（名刺等）を添付

(2) 提出書類の作成方法

入札参加資格確認申請書等は、次に従い作成すること。

ア 施工実績

過去3年間に、同規模以上の施工実績を有し、施工実績調書（共同企業体の場合は、各構成員ごとの各構成員の施工実績証書）に記載すること。記載する件数は最低1件でよい。

イ 配置予定技術者

当該工事の入札参加資格確認申請書類の提出までに完成した施工実績（過去3年間に、同規模以上の施工実績を有すること）と同程度以上の工事の元請けとしての施工経験を有し、建築に係る監理技術者資格証を有する者は又は同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者を条件付一般競争入札参加資格確認申請書（兼配置予定技術者調書）に記載すること。

ウ 契約書の写し又は施工証明書

施工実績として記載した工事に係る契約書及び設計図書の写しを提出すること。契約書及び設計図書の写しは、工事名、契約金額、工期、発注者、請負者及び施工内容（入札参加条件に係る部分のみ）を確認できる部分のみでよいこととする。

または、上記の施工内容を確認する設計図書は、（財）日本建築情報総合センターへ提出する「CORINS登録データ」又は「竣工時工事カルテ」の受領書の写しに代えることができる。

エ 共同企業体による施工実績の場合は、共同企業体協定書等の出資比率を確認できる書類の写しを添付すること。

(3) 提出場所

神奈川県海老名市上今泉 4-7-1
社会福祉法人 中心会 総務部（9:00～18:00）
電話 046-206-4427（担当：中本）

(4) 提出方法

直接持参すること。

(5) 提出期間

令和7年10月14日（火）から令和7年10月17日（金）正午まで ※土日は除く

(6) その他

- ア 入札参加資格確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された入札参加資格確認申請書等は、入札参加資格の確認以外に無断で使用しない。
- ウ 提出された確認申請書等は、返却しない。

4 入札参加申請等に関する事項

- (1) 入札参加の申請期間は、公告日から令和 7 年 10 月 17 日（金）正午までとする。
- (2) 入札参加資格がない者のみ令和 7 年 10 月 21 日（火）までに電話で連絡する。法人からの電話連絡がない場合は、入札参加資格があるものとする。

5 入札参加資格の喪失に関する事項

入札参加資格を認められた者が、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったときは、入札に参加することができないものとする。

6 設計図書に関する事項

- (1) 設計図書は社会福祉法人中心会が入札参加者に対して郵送するものとする。
 - 図渡日（発送日）
令和 7 年 10 月 22 日（水）
 - 配布物
 - 1. 設計図書一式（CD-ROMにて配布）
※設計図書の閲覧・印刷にはパソコン・CD-ROMドライブ
アドビ システムズ（株）Adobe® Reader®最新版（無償）・プリンター等が必要です。
 - 2. 入札仕様書等一式
- (2) 設計図書に関する質問は、所定の「質疑書」により、㈱安江設計研究所へ E-mail にて送信すること。
送信先メールアドレス：yasuenorihiro@yasue-sekkei.co.jp
- (3) 設計図書に関する質疑期限は以下のとおりとする。なお、回答については、入札参加資格者に対し、E-mail にて行う。
質疑期限 令和 7 年 10 月 30 日（木）正午まで
回答日 令和 7 年 11 月 5 日（水）

7 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者がした入札
- (2) 入札書記載の要件の加除訂正箇所に押印がない入札
- (3) 封筒に記入した開札日が申請している入札のものと異なる場合
- (4) 封筒に記入する開札日が未記入の場合
- (5) 封筒に入札書を 2 枚以上入れた場合
- (6) 予定価格を超えた入札書を入れた場合
- (7) 条件付一般競争入札参加申請書提出後、指名停止措置を受け、入札時点において指名停止期間中である者等、上記 2 に掲げる資格のない者のした入札

8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札業者とする。ただし、最低制限価格を下回って入札を行った者は失格とする。
- (2) 最低札が同額の場合は、くじ引きにより決定とする。
- (3) 落札者は落札候補者の資格要件等を確認したうえで決定する。なお、資格のない者は無効とし、次順位の者について同様の確認を行い、落札者を決定するものとする。

9 入札の中止等

- (1) 入札参加者が2者に満たない場合は、入札を中止する。
- (2) 必要と認めるときは入札を中止し、又は延期する。
- (3) 上記(1)、(2)の場合において、当該入札のために要した費用を社会福祉法人 中心会に請求することはできない。

10 入札の方法等

- (1) 入札の回数は2回とする。
- (2) 入札金額の記載は、消費税込とする。
- (3) 入札に立ち会う者は、代表者または代理人とする。但し代理人が立ち会う場合は、入札前に委任状を提出すること。
- (4) 入札保証金は免除とする。

11 入札に付そうとする契約事項

- (1) 工事完成保証人付とする。(同ランク程度の工事会社1社)
- (2) 工事着工前に近隣住民に対して工事説明会を行うこと。
- (3) 一括下請契約を行わないこと。
- (4) 中心荘第一老人ホームに係る工事は令和8年3月末日までに完成させること。
- (5) 工事内訳は、給水給湯改修(第一)、給水給湯改修(第二)、耐震補強工事(第一)の各工事毎に作成し、共通費・諸経費等を含め全て3つの工事に分割して計上すること。

12 契約書作成の要否

要する。

13 支払の条件

- | | |
|---------------------|------------------------|
| (1) 着工時 | 契約金額の10% |
| (2) 中心荘第一老人ホーム工事完了時 | 契約金額の50%程度(補助金対象工事相当分) |
| (3) 完成時 | 残金(引渡し後) |

14 異議の申立て

入札を行った者は入札後、工事請負契約約款、設計図書、現場等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。